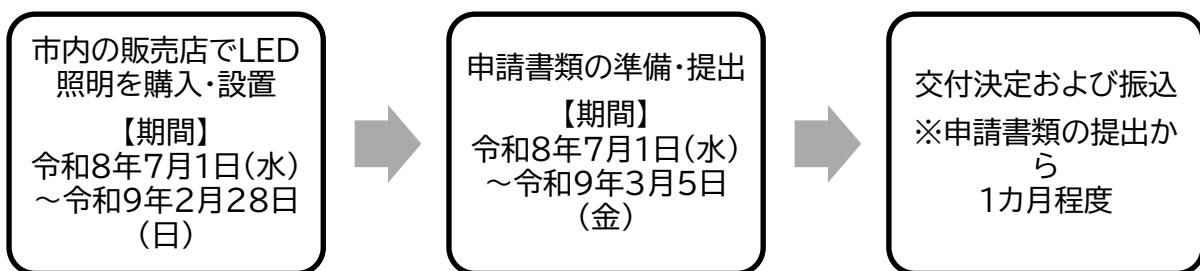


中津市LED照明買替支援補助金のご案内

中津市では、エネルギー価格の高騰による市民の皆様の経済的負担の軽減を図るとともに、温室効果ガスの排出量を削減し、脱炭素化を推進するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、家庭でのLED照明器具等への買替費用を一部助成します。

◆申請の流れ



1. 手続きの期間

補助金の申請には以下の期限があります。予算には限りがありますので、お早めの申請をお願いいたします。

- 対象となるLED照明器具等の購入・設置期間
令和8年7月1日(水)～令和9年2月28日(日)まで
- 申請書兼請求書の受付期間
令和8年7月1日(水)～令和9年3月5日(金)まで
※予算額に達した場合は受付を終了します。

2. 補助対象となる人

補助金申請時に、次の要件をすべて満たす方が対象です。

- 中津市の住民基本台帳に登録されており、自ら居住している住宅にLED照明を設置すること。
※店舗付き住宅の場合は、住宅部分のみが対象です。
- 既存のLED以外の照明（蛍光灯や白熱電球など）から、LED照明に買い替えること。
- 同一世帯の中で、まだこの補助金の交付を受けていないこと（1世帯1回限り）。
- 賃貸住宅（借家・アパート等）にお住まいの場合は、住宅の所有者または管理者の承諾を得ていること。
- 市税の滞納がないこと。
- 暴力団員または暴力団と密接な関係がないこと。

3. 補助対象となる製品と要件

次の要件をすべて満たすLED照明器具またはLED電球が対象です。

- 市内の販売店で購入した新品（未使用品）であること。
- 購入・設置にかかる合計金額が 5,000円以上 であること。
- 令和8年7月1日(水)から令和9年2月28日(日)までに購入・設置したものであること。
- 国、県、または市の他の補助制度を利用していないこと。

【重要】 蛍光灯からLEDへの交換について

いまお使いの蛍光灯器具に、購入したLEDの蛍光管や電球をそのまま取り付けるだけでは、発煙や火災などの重大な事故につながる可能性があります。そのままLEDに交換できるか、あるいは電気工事が必要かについては、器具によって異なります。

ご自身で判断がつかない場合は、交換される前にお近くの電気店や電気工事店などの専門事業者へご相談ください。

4. 補助対象経費

LED照明器具およびLED電球の購入費および設置工事費（消費税を含む）
※設置工事を市外の事業者へ依頼した場合は、購入費のみ補助対象

5. 補助金の額

補助対象経費（購入費および設置工事費、消費税を含む）の合計額の $\frac{2}{10}$ を補助します（補助上限：30,000円）。

※100円未満の端数が生じたときは切り捨てます。

6. 提出書類一覧

本補助金は、申請と請求を同時に行うことができます。以下の書類を揃えて提出してください。

提出書類	備考
補助金交付申請書兼請求書 (様式第1号)	<ul style="list-style-type: none">● 規定の様式に記入してください。
領収書等の写し	<ul style="list-style-type: none">● 購入者（申請者と同一）の氏名、日付、支払金額、発行者が記載されているもの。● 購入したLED照明器具やLEDランプのメーカー、品番・型番等、金額の内訳が記載されているもの。
メーカー保証書の写し	<ul style="list-style-type: none">● 販売店の保証書は不可。● 購入者氏名、購入店名、購入日、品番・型番等が記載されているもの。● 対象製品にメーカーの保証書がない場合は、説明書や製品の箱など品番等が分かるもの。
設置後の写真	<ul style="list-style-type: none">● 購入したLEDすべての設置後の状況が分かるもの。
振込先が確認できる通帳等の写し	

7. その他

- 補助金の交付を受けたLED照明器具等は、設置から1年間は適切に管理する必要があります（1年以内の売却、譲渡、廃棄等は原則として認められません。）。
- 市長が必要と認めるときは、補助金の交付を受けた方や市内販売店に対して、対象製品の設置状況や購入状況の調査を行うことができます。
- 虚偽の申請や不正があった場合、補助金の返還を命じることがあります。

8. Q&A（よくあるご質問）

【補助対象に関すること】

Q1. どのようなLED照明が対象ですか？

A1. LEDシーリングライト、LEDペンダントライト、LED電球などが対象です。スポットライトやフロアスタンド、テーブルランプなどの間接照明は対象外となります。

Q2. LED照明を複数買い替えた場合は全て対象になりますか？

A2. 対象になります。LED照明の購入金額が合計 5,000 円以上のものが対象です。ただし、申請は各世帯 1 回限りとしていますので、複数購入したものをまとめて1回で申請してください。

Q3. 新たに追加で設置したLED照明は対象ですか？

A3. 対象になりません。新たに追加したLED照明や、LED照明からLED照明への買い替えは対象外です。蛍光灯などのLED照明以外からLED照明に買い替えたものが対象です。

Q4. 家をリフォームする際に蛍光灯からLEDに買い替えた場合は対象ですか？

A4. リフォーム前の照明がLED以外であれば対象になります。

Q5. 新築する住宅にLED照明を設置する場合は対象ですか？

A5. 新築する住宅にLED照明を設置する場合は対象になりません。新築する住宅や、引っ越しなどでLED照明を新たに設置する場合は対象外となります。

Q6. 賃貸のアパートに住んでいて、照明をLEDに買い替えた場合は対象ですか？

A6. 電気料金を自らが支払っている場合は対象になります。ただし、所有者または管理者の承諾を得るなど、退去時のトラブルにならないよう注意してください。

Q7. 店舗付住宅は対象になりますか？

A7. 店舗付住宅の居住部分の照明をLEDに買い替えた場合は対象になります。店舗部分の照明は対象外です。

Q8. 住宅とは別棟の車庫や倉庫など住居以外の照明器具をLED照明に替えた場合は対象になりますか？

A8. 対象になりません。対象は、住居として使用している部分の照明器具が対象となります。

Q9. バランダや玄関などの照明器具は対象になりますか？

A9. バランダや玄関などの照明器具のうち、住宅に直接附帯している照明は対象となります。外構などの住宅部分とは離れて設置している照明は対象外となります。

Q10. LED照明をインターネットで購入した場合は対象になりますか？

A10. 対象になりません。中津市内の販売店で購入したLED照明が対象です。

Q11. LED照明を令和 8 年 6 月に買い替えました。補助対象になりますか？

A11. 対象になりません。令和 8 年 7 月 1 日~令和 9 年 2 月 28 日の期間に購入・設置したLED 照明が対象です。

Q12. LED照明を市内の販売店で購入し、設置工事を市外の事業者にお問い合わせしました。この場合、補助対象になりますか？

A12. 設置工事は補助対象外となり、LED照明の購入費のみ補助対象となります。補助の対象は市内の販売店等で購入、設置したものが対象です。

Q13. 新品（未使用）のLED照明を市内のリサイクルショップで購入しました。この場合、補助対象になりますか？

A13. 対象になりません。市内の電器店や量販店で購入した新品の製品が対象です。

【申請に関すること】

Q14. 申請は世帯主でなければいけませんか？

A14. 申請は 18 歳以上の世帯員であればできます。ただし、領収書に記載されている氏名の方を申請者としてください。

Q15. 二世帯住宅に住んでいて、住宅のLED照明を買い替えた場合はどのように申請すれば良いのでしょうか？

A15.二世帯住宅は、LED照明を買い替えた部屋を実際に使用している世帯で申請をしてください。また、同じ住宅に居住しているが、世帯分離している(住民票の世帯主を分けている)場合、購入した一つのLED照明に対して、それぞれが申請することはできません。

Q16. 補助金額の計算方法を教えてください。

A16. LED照明の購入費用(設置工事を伴う場合は設置工事費を含む)の2分の1で、上限額が3万円です。例えば、購入費用が4万円の場合、補助金額は2万円。購入費用が8万円の場合は、上限額の3万円となります。(100円未満の端数は、切捨てとなります。)

Q17. 申請の受付期間を教えてください。

A17. 申請は、令和8年7月1日(水)～令和9年3月5日(金)までです。ただし、予算に限りがありますので、補助金額の合計が予算額(4,500万円)に達した時点で受付終了となります。

Q18. 予算があとどのくらいあるかを確認することはできますか？

A18. ホームページに補助金の執行状況を公開し、随時更新を行う予定ですので、ホームページにてご確認ください。

Q19. 申請は郵送でもできますか？

A19. 郵送でも受け付けています。ただし、郵送の場合、申請書類が揃っていない場合や記載内容に誤りがある場合には受付できないこともありますのでご注意ください。郵送の場合、市役所に届いた日が申請日(受付日)となり、令和9年3月5日(金)必着です。

Q20. 申請書の提出先はどこですか？

A20. 申請書の提出は、中津市役所環境政策課及び各支所総務・住民課です。

【申請書類に関すること】

Q21. 申請書類はどこにありますか？

A21. 申請書は中津市役所環境政策課及び各支所総務・住民課の窓口にあります。また、中津市ホームページに様式等を掲載しています。また、電子申請も可能ですので、ホームページの電子申請フォームから申請できます。

Q22. LED照明を購入した際の領収書やレシートを紛失しました。申請できませんか？

A22. LED照明を購入したことが分かる領収書などの申請書類が揃っていないと申請できません。

Q23. 領収書やレシートにメーカーや品番などが記載されていません。どうすれば良いですか？

A23. 領収書やレシートに品番等が記載されていない場合は、申請書兼実績報告書の別紙に、メーカーや品番、金額の内訳を記載してください。金額の内訳は、レシート等で確認していただくか、LED照明を購入した店舗等にご確認ください。

Q24. LED電球を購入したが、メーカー発行の保証書が入っていませんでした。どうすればよいでしょうか？

A24. 外箱の一部が保証書になっている場合がありますので、ご確認ください。もし、保証書が入っていない場合は、取扱説明書や購入した際の箱など、製品の品番等が確認できるものを提出してください。

Q25. 設置後の写真はどのように撮れば良いですか？

A25. 新設したLED照明の全体が収まるように撮影してください。なお、写真で品番などがはっきりと確認できなくても問題ありません。

Q26. LED照明購入費を銀行振込で支払った場合の領収書はどうすれば良いですか？

A26. 購入先に領収書の発行を依頼してください。また、領収書の発行ができない場合は、振込金額や振込先(購入店舗等の名称)等の必要事項が分かる振込明細書の写しを添付してください。

Q27. 申請から補助金の振り込みまでどのくらいかかりますか？

A27. 申請書について補助の要件に合致しているかなどの審査した後に、指定の口座に振り込みます。申請から 1 ヶ月程度お時間をいただきます。

Q28. 補助金の振り込み先を申請者以外の名義の口座にすることはできますか？

A28. 原則、申請者本人の口座を振込先に指定してください。申請者以外の名義の口座を指定する場合は、別途委任状(任意様式)が必要です。

【その他】

Q29. 蛍光灯からLED照明に替えるとどのくらい効果がありますか？

A29. 例えば、8 畳用の照明器具を蛍光灯シーリングライトからLEDシーリングライトに替えた場合、消費電力は約49%削減され、電気代は年間約 2,000 円削減されると試算しています。(出典:一般社団法人日本照明工業会「住まいの照明BOOK」)

Q30. 電球をLED電球に替えたいのですが、どのLEDに替えたら良いか分かりません。

A30. 現在使用している電球の口金のサイズやW形などを確認したうえで購入する店舗にご相談ください。また、一般社団法人日本照明工業会のホームページに「LED電球の正しい選び方」が掲載されていますので以下をご参照ください。

<一般社団法人日本照明工業会「LED電球の正しい選び方」URL>

https://www.jlma.or.jp/led-navi/contents/cont21_LEDlamp.htm



Q31. この補助制度は令和9年度以降も継続しますか？

A31. 今回の事業は、電気料金や物価高騰を受けた市民の皆さまの支援を行うために、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した事業ですので、今年度限りの事業です。

【お問い合わせ先】

中津市 企画市民環境部 環境政策課

〒871-8501 中津市豊田町14番地3 電話：0979-62-9071